

京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インバウンド需要の増加等を見据えて、新商品開発や国内外での新たな販売機会の創出に向けて取り組む組合等及び事業者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表1に定める京都市が指定する伝統産業に携わる組合等（以下「組合等」という。）
- (2) 別表1に定める京都市が指定する伝統産業に携わる事業者（以下「事業者」という。）のうち、次のいずれかに該当する者

ア 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する法人

イ 本市の区域内の店舗、事務所等で事業を営む個人事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者若しくは、それらを構成員に含む法人等
- (2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助事業の実施期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までとする。

(補助事業の内容)

第4条 補助事業及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。ただし、別表3に掲げる経費は補助対象外とする。

- 2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 補助対象経費は、事業の実施期間内に支払われたものでなければならない。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において申請者数に応じて審査に基づき交付し、別表2に掲げる補助対象経費の合計の5分の4以内の額で、別表4の通常枠を超えないもの、及び海外で販売機会を創出する事業に要する費用のうち別表2に掲げる補助対象経費の合計の5分の4以内の額で、別表4の海外枠を超えないものとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 本市、国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち低い額とする。
 - (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額に5分の4を乗じた額
 - (2) 一補助対象者当たりの補助上限額

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に記載する必要な書類及び京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付副申書（第2号様式）（以下「交付副申書」という。）を添えて、令和7年3月31日から同年5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる補助対象者は交付副申書の提出を不要とする。

- (1) 組合等
- (2) 補助対象者又は補助対象者が法人である場合はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 京都市伝統産業技術功労者表彰者
 - イ 京都市伝統産業「未来の名匠」認定者
 - ウ 京都市伝統産業技術後継者育成（育英）資金受給者
 - エ 京の手しごと工芸品製造店舗
 - オ グループ申請者除く令和2年度「京都市つくり手支援事業補助金」受給者
 - カ 令和3年度「京都市伝統産業従事者支援事業補助金」受給者
 - キ 令和4年度「京都市伝統産業製品販売強化等支援事業補助金」受給者
 - ク 令和5年度「京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金」受給者

ケ 京都府若手職人「京もの認定工芸士」

コ 京都府伝統産業優秀技術者

サ 伝統工芸士

2 補助金の申請は、別表 2 に掲げる各項目につき各 1 回に限るものとする。

(標準処理期間及び交付決定)

第 7 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 60 日以内に、条例第 10 条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第 10 条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(変更等の承認の申請)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号による補助事業等の内容の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金変更交付申請書（第 3 号様式）によって行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する、あらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

(2) 総事業費の変更が 2 分の 1 以内で、かつ補助金額の変更が 2 分の 1 以内の減額であるもの

(中止又は廃止の届出)

第 9 条 第 7 条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金中止・廃止承認届出書（第 4 号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(事業完了の届出)

第 10 条 条例第 18 条の規定による実績報告は、補助事業終了後、令和 8 年 2 月 6 日までに京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金事業実績報告書兼請求書（第 5 号様式）を添えて行わなければならない。

2 補助金の交付額は、前項の規定による報告を受けた場合において、同項の報告書、必要に応じて行う現地調査、その他の方法により、実績が交付決定の内容に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、交付決定通知書に記載の金額を超えない範囲で、実績に応じて決定する。

(交付の取消し等)

第 11 条 市長は、補助対象者が条例第 22 条第 1 項各号又は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは交付予定額又は交付額を変更することができる。

(1) 令和 8 年 1 月 31 日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

2 第 9 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本市が定める期限までに補助金を市長に返還しなければならない。

(1) 補助対象者が補助事業完了後、条例第 31 条第 1 項に規定する財産を第 12 条に規定する期間が経過する前に処分するとき

(2) 第 2 条に規定する交付の対象となった要件を欠くに至ったとき

4 補助金受給後に、同一事業同一経費で交付を受けた補助金（以下「他補助金」という。）がある場合で、補助対象経費から他補助金額を除いた額に 5 分の 4 を乗じた額が既に交付を受けている補助金額を下回ったときは、その差額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 12 条 条例第 31 条第 1 項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和 5 年 4 月 26 日経済産業省告示第 64 号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金取得財産等処分承認申請書（第 6 号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助金の概算払)

第 13 条 条例第 21 条第 2 項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金概算払請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 概算払は、補助金の交付予定額の 3 分の 1 以内の額で既に支払いが完了している経費について請求することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日決定）

この要綱は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

京都市の伝統産業一覧

（令和 7 年 2 月 2 8 日時点）

1	西陣織	26	北山丸太	51	京和傘
2	京鹿の子絞	27	京版画	52	截金
3	京友禅	28	京袋物	53	嵯峨面
4	京小紋	29	京すだれ	54	尺八
5	京くみひも	30	京印章＜印刻＞	55	三味線
6	京繻	31	工芸菓子	56	調べ緒
7	京黒紋付染	32	京竹工芸	57	茶筒
8	京房ひも・撚ひも	33	造園	58	提燈
9	京仏壇	34	清酒	59	念珠玉
10	京仏具	35	薫香	60	能面
11	京漆器	36	伝統建築	61	花かんざし
12	京指物	37	額看板	62	帆布製カバン
13	京焼・清水焼	38	菓子木型	63	伏見人形
14	京扇子	39	かつら	64	邦楽器絃
15	京うちわ	40	京金網	65	矢
16	京石工芸品	41	唐紙	66	結納飾・水引工芸
17	京人形	42	かるた	67	和蠟燭
18	京表具	43	きせる	68	珠数
19	京陶人形	44	京瓦	69	京菓子
20	京都の金属工芸品	45	京真田紐	70	京漬物
21	京象嵌	46	京足袋	71	京料理
22	京刃物	47	京つげぐし	72	京こま
23	京の神祇装束調度品	48	京葛籠	73	京たたみ
24	京銘竹	49	京丸うちわ	74	京七宝
25	京の色紙短冊和本帖	50	京弓		

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	例
(1) 新商品開発に資する、道具・原材料等の購入及び伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備の新設、更新、改修（税抜 30 万円未満のもの）に係る経費 ※ ただし、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業に係る経費を除く	道具代、原材料費、運搬費、書籍、権利使用料、研修費、設備購入費、設備修繕費、外注工賃
(2) 新たな販売機会創出に資する展示会・販売会に係る経費	出展費、設営費、広告宣伝費、ホームページ制作費、デザイン費、印刷費、通訳料、翻訳料、海外渡航費

別表 3（第 4 条関係）

補助対象外経費の例
1 台につき 30 万円以上（税抜）の設備改修費、汎用性のある消耗品等の購入費、京都市伝統産業設備改修等補助制度で対象外とされている経費、人件費、家賃、光熱水費、燃料費、レンタル・リース料、各種会費、国内における旅費交通費、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費、組合等及びその組合等に所属する者との間において支出される経費（別表 2 (1) 伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備の新設、更新、改修（税抜 30 万円未満のもの）に係る経費を除く）

別表 4（第 5 条関係）

区分	交付額	
	通常枠	海外枠
第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる組合等	25 万円	38 万円
第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる者のうち法人格を有する者	10 万円	15 万円
第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる者のうち法人格を有しない者	5 万円	8 万円